

(仮称)三郷市自治基本条例づくり 庁内検討会議
第2回 グループワークの記録

平成20年8月29日(金)午後1時30分～4時30分

出席者 並木総務課長 田中企画調整課長 前田財務課長 加藤市民生活部参事
柿沼福祉課長 相澤会計課長 白石水道部参事 中村消防本部参事
中村学校教育部副部长 大熊選挙管理委員会書記長
黒川農業委員会事務局長 大野収税課長 金子議事課長
事務局 岡田企画調整課副参事 須賀企画調整係長 日暮企画調整係主任

< 1班 >

0. 全体的に

- ・ 言葉(用語)の定義が大切である。

2. 協働

【明確に定義する】

- ・ 協働の定義を明記する。何をどのようにすることなのか、定めることが必要。
- ・ 「参加と協働の指針」にある定義と基本的に同じでよい。
- ・ 福祉の視点から、自助、公助に対して共助の部分を強化し、地域力の育成を図る視点が重要。

【協働を推進する条件を整備】

- ・ 市民が行う公益活動を束ねる仕組みの整備を明記する。
- ・ 協働のできる市民の育成・支援のシステムを確立する。
- ・ 束ねる組織・活動への支援や行政との連携を市の責務として明記する。
- ・ 市の役割は、協働の場の提供と育成、財政的支援等の環境整備。

【協働の形態を整理し、明確にする】

- ・ 協働を行う際には、必ず目標を明らかにすることが必要。
- ・ 市民同士の協働、市民と行政の協働など。行政の入らない協働も認めるべき。企業(事業所)との協働を進めるのもよい。いろいろな協働の形態があり、それを条例に明記する。

【提案制度】

- ・ 市民等から行政に対して協働して欲しいことを聴く仕組みを持つことは大事。
- ・ 市民の側の新しいニーズを発掘する。

【協働以前に市民・行政ができることを行う努力】

- ・ 協働以前に、行政が出来ること、やらなければならないことは行政で行う。協働ということで市民への押し付けにならないように注意する。
- ・ 協働を市民に働きかける前に、市民として出来ることは何かを議論することが必要。

3. 住民投票

【規定は必要だが、限定的に】

- ・ 市民主権による自治をうたい、保障するには住民投票の規定は必要。
- ・ 住民投票を行うのは、合併のときと明記する。限定的に規定する。
- ・ 投票してから法定手続き入るようにする。

【投票前の住民の議論を十分に作る】

- ・ 議論が十分に出来ない状態での住民投票は問題である。
- ・ 住民投票を行うには、事前に住民の十分な意見交換や議論の機会を義務づける。

【今回の条例では保留】

- ・ 住民投票規定を置くかどうかは市民の議論で決めるべき。
- ・ 住民投票の議論は未成熟なので、今回は保留する。次の条例見直しの時に具体的に検討する。

【外国人の投票権の取り扱い】

- ・ 外国人も住民登録していれば納税している。投票権を持つのかどうか、取り扱いが難しい。

4. コミュニティ

【地縁型とテーマ型とする】

- ・ コミュニティの連携が市と協働を行う団体へと成長をしていくので、尊重するように条例に盛り込む。
- ・ 地縁型のコミュニティとアソシエーション型コミュニティの連携を明記する。

【地縁型を重視する】

- ・ 現状の地域コミュニティは崩壊しつつあり、支援に力を入れたい。
- ・ 地縁型コミュニティは欠かせない。基本としたい。
- ・ 若い人の中には、町会や自治会などを嫌う意見もあるが、災害時などの対応を考えると、地縁型のコミュニティは必要。また、ごみなどの収集、地域福祉など、地域の協力体制が必要。
- ・ 人と人との関わりは市民の義務としたい。

【外国人の取り扱い】

- ・ 外国人同士のコミュニティ、外国人と日本人のコミュニティもある。
- ・ 外国人の取り扱いをどうするか、検討を要する。

5. 自治推進体制

- ・ 市民意見では、条例の推進及び監視をする組織は必要と出ている。
- ・ 条例の推進という点から、専門家の間でもその組織のあり方が問題になる。「自治基本条例の推進及び監視」ではなく、「自治の推進」をするための機関としてであれば問題はないのではないか。

< 2班 >

1. 市長・執行機関

(1) オンブズマンについて

【オンブズマン制度の設置を検討する】

- ・ 市民からの意見や提案に対して、行政の行った結果を評価する「行政評価」だけではなく、その対応が妥当なものだったかどうかどうか、専門家も含めた第三者機関を設けることを提案する。
- ・ オンブズマンは、行政の対応について措置を決定する権限を持たず、第三者としての判断を行うもの。
- ・ オンブズマン制度を設ければ、それにかかる手続や労力は相当なものになるだろうが市民と行政が第三者を交えてやり取りをする過程は、まちづくりの成熟につながると考える。

- ・ 監査委員会は現状でも広範囲の内容をカバーしている。オンブズマン（パーソン）と監査委員制度の役割分担を明確にして置く必要がある。
- ・ 分野ごとのオンブズマンは考えられる。
- ・ 制度を設けるのであれば、各種審議会など、既存の組織の見直しが必要になる。

【オンブズマン制度を設置すべきでない】

- ・ この条例に監査機関も含めるのであればオンブズマン制度は不要。
- ・ オンブズマン等監視機能について条例に記載したいという理想は理解できるが、すでに、議会や分野別の監視機関は多くある。これ以上監視機関を強化することは、直接民主主義に近づくように思う。
- ・ 行政が市民の付託にこたえて柔軟に動くことが理想であって、行政が身動きのとれないようにするのはいかなものか。

【制度という手段ではなく理念を掲げるべき】

- ・ オンブズマン制度の設置は手段であって目的ではない。その目的とは、「市民の意見に公正に対応する行政の姿勢」である。これを規定することが重要だと考える。
- ・ 各分野で進めている公聴機能を充実させる。
- ・ 市民からの提案に適切に対応すること。
- ・ 行政の透明性の確保。「協働のまちづくり」を進める上でも市民に対して説明責任を果たすことが重要になる。

(2)行政評価の仕組みの充実

【行政評価手法の検討、改善を】

- ・ 市民ニーズに対応した行政運営を行うために評価の仕組みを充実させたい。そして計画、財政制度を連携させたい。
- ・ 行政評価の結果が総合計画に連動している必要がある。
- ・ 評価方法の検討、見直しが必要。

【行政評価に関する情報提供】

- ・ 事業のコストを公表することは重要。市民が施策の必要性を判断する材料になる。

【外部評価の必要性和方法案】

- ・ 現状、部課内での評価は“お手盛り”になってしまっている。なんらか外部の視点を入れる仕組みにすべき。
- ・ 内部の財務部評価を行ったうえで、外部評価の必要がある重要なものについてのみ外部評価を取り入れてはどうか。
- ・ 外部評価にあたっては、学識研究者だけではなく、行政の現場を知っている委員であるといい。たとえば他の自治体の職員など。
- ・ 外部評価の必要性は高いが、具体的な方法は未整備である。自治基本条例に外部評価を取り入れるならばその実態が伴わなければならない。下位の条例、規則などにゆだねるのであれば、自治基本条例と合わせて、せめてその骨子案までは出すべきである。

(3)その他

- ・ 公選職の多選禁止規定など、個人間で意見の異なることが想定される規定は入れない方が多くの市民が受け入れやすい。
- ・ 条例では、法に規定する事項の再掲と、市独自の規定を明確に分けて市民にもわかるように定める必要がある。

2. 議会

【議会の役割を明らかにして地方自治の全体像を示す】

- ・ 自治基本条例とは、市全体でつくっていくものだと考えるので、市議会について何も規定しないのはよくない。
- ・ 自治基本条例に規定するかどうかは別として、より多くの人に議員になってもらうために議員任期を制限するといいい。
- ・ 地方自治が二元代表制をとっていることの明記をすべき。
- ・ 議会の機能、役割、責務などを明記する。
- ・ 市民の代表であり市民の意思を代表すること、意志決定機関であることを明記する。
- ・ 憲法や地方自治法を市民は詳しく知っているわけではない。この条例だけ見れば、子どもから大人まで、地方自治の全体像が分かるような条例にする。

【議決事項の拡大は問題がある】

- ・ 議決事項の拡大は行政サービスの提供スピードが遅くなるので問題がある。

【議員の責務など】

- ・ 議会は議論する場であるので、議論の活性化を図って欲しい。
- ・ そのためには、議員は、高い見識と資質の向上に努めるべき。
- ・ 政務調査費の適切な活用。
- ・ 市長や職員は宣誓があるが、議員はどこで宣誓するのか？議員にも必要ではないか。

3. 住民投票

【市民自治のシンボルとしての住民投票】

- ・ 住民投票を実施すべき案件が三郷市では想定できない。
- ・ 住民投票は膨大な資金がかかる。代替方法として、地域コミュニティごとの代議制という方法もあるのでは。旧・今立町は町会長の選挙制をとっていたようだ。
- ・ 住民投票は、市民公聴の最高のもの。市民自治のシンボルとして規定を置くべき。
- ・ 市民が市政に参加する意識を刺激することにつなげたい。

【投票にあたっての情報提供の充実】

- ・ 投票前には十分な情報提供を行い、市民の判断材料となる情報を分かりやすく提供する必要がある。
- ・ 住民投票の投票結果の重みは大きい。軽々しく考えてもらわないように、住民投票のルールを市民に十分に知らせる必要がある。

【個別型の規定とする】

- ・ 自治基本条例には大枠のみ定めるとよい。
- ・ 案件によって、投票すべき年齢など変わってくる。個別型とすれば誰にどのような意見をきくべきか、そのつど検討できる。
- ・ 自治基本条例には、個別案件の条例には、投票結果の扱い、最低投票率などを定めることを規定する。

4. コミュニティ

【町会の重要性と支援】

- ・ 町会だけでも、何万人もの市民が所属していることになる。これがまちづくりに関わり、担う役割は大きい。
- ・ 地域のまちづくりの担い手として尊重すべき。このような、「コミュニティ」に求められる役割を明記する。
- ・ コミュニティに対する行政からの支援、また、コミュニティ相互の支援が重要。
- ・ 三郷市は町会が強く残り、機能しているので、それを支援することを考えたい。町会には行政が頼っている部分大きい。
- ・ 町会の主体性、自主性を担保したい。

【三郷市の都市内分権】

- ・ 三郷市での都市内分権を考えるなら、市が町会に予算配分するなかで、自分たちで使い道を考え、実行する仕組みを考えたい。

5. 前文

- ・ 前文が必要か。密度の高いプロセスのもとに入れるものではないか。その点、今回は十分ではないと感じる。
- ・ 前文を入れないことも個性、自治の違いである。
- ・ 前文を入れる場合、地理的条件、地勢（ナチュラルバリアフリー）、歴史、風土、基本的人権の尊重、市民憲章のエッセンス、総ぐるみのまちづくり活動を行う、などのキーワードが考えられる。